

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月18日
管理表No.	0113-16 改訂01

項目	コメント内容
津波 (第8条)	受入れ区域の各架台に対して津波の水流に対しての評価は行っているが、津波漂流物の衝突に対する評価をしなくてよい理由を説明すること。  <3/3 追加コメント> 津波漂流物が各架台に衝突する荷重が、津波の波圧に包含されることを定量的に説明すること。

(回 答)

仮に [ ] で、津波による漂流物が流入したとしても、貯蔵建屋の外壁や内壁などの障壁があり、また [ ] (下図参照) から、漂流物が支障なく流入して各架台と大きな荷重で衝突する可能性は極めて小さく、評価は不要とした。

(追加回答)

受入れ区域の各架台については、仮想的大規模津波により損傷した受入れ区域が障壁となることを考えれば、大型の津波漂流物が支障なく流入し衝突することも、直接波力が作用することも、その可能性は極めて小さい。しかしながら、ある程度の津波の水流が作用することは考えられるため、保守的に最大流速を仮定した津波の水流に対しての評価のみ行っている。

なお、貯蔵区域と受入れ区域の境界壁(下図の赤色の壁)は貯蔵区域南側の外壁と同じ構造である。貯蔵区域南側の外壁は、仮想的な大規模津波による津波波圧と最大の津波漂流物であるキャスク輸送車両(約44トン)の衝突に耐えることを確認している。したがって、仮に津波漂流物との衝突により各架台の固定状態が解消され、各架台が新たに漂流物となったとしても、各架台の重さ(最大16トン)を考慮すると前述の評価に包含され、貯蔵区域の健全性は保たれると考える。

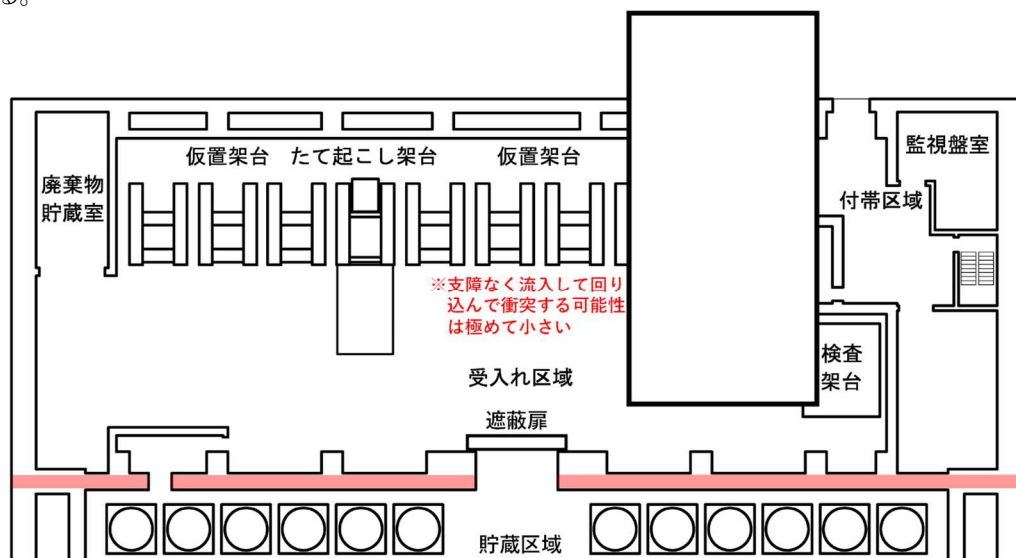


図 津波漂流物の流入想定

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。